

・主な記事・

農業まつり 1P
役場の新機構 2P
職業訓練班募集 2P
歳末たすけあい 3P
歳末防犯警戒 3P
火災予防条例 4P

広報かりぶと

狩太町の
・世帯と人口・

11月30日現在住民登録

世帯数 1,364戸
総人口 8,052人
男 3,892人
女 4,160人



農業労働生産性を高めるために

狩太町農業まつり終る

十一月一日 成祝
芙蓉橋、道路舗装工事落成式
二日 臨時町議会
三日 収穫感謝祭
十一日 文化祭
十三日 教育委員会
十五日 青年学級開講式
十六日 全国議長大会
十九日 農協理事会
二十日 農協店舗、事務所新築落成式
二十一日 全国町村長大会
二十四日 納税映画会
二十五日、二十六日 全町青年祭
二十八日 町税協力員協議会

十二月一日 第一回狩太学校に後志支庁、町営農政改進機構関係者並びに一般農業者など約百名を集め開かれました。この日は、町長の開会挨拶にはじまり各種研究、体験発表のあと「町の農業構造改善を如何なる方向に推進するか」というテーマで水稲、畑作、畜産の三分科会に於ける活潑な討論、さらに総合討議をもつて終日、有意に終りました。

狩太町は、気候的、地理的条件によつて、いづれの作物も収穫されているのでこの日だけでは、構造改善の決定的方向付はされなかつたが、今後、當農改善推進機構を中心とし、このテーマに向つて農業者の皆さんとともに推進することになりました。

综合討議に出されたこと

から次とおりです。

1. 水稲部会

2. 全耕地に対する土地改良協議会を設立してはどうか。

3. 水稲栽培組合を設立すべきではないか。

4. 産米改良のため品種はどうか。

5. 地団地造成を計画実施

すべきではないか。

6. 全町に種子を配付してはどうか。

7. 全町に種子を配付してはどうか。

8. 全町に種子を配付してはどうか。

9. 全町に種子を配付してはどうか。

10. 全町に種子を配付してはどうか。

11. 全町に種子を配付してはどうか。

12. 全町に種子を配付してはどうか。

13. 全町に種子を配付してはどうか。

14. 全町に種子を配付してはどうか。

15. 全町に種子を配付してはどうか。

16. 全町に種子を配付してはどうか。

17. 全町に種子を配付してはどうか。

18. 全町に種子を配付してはどうか。

19. 全町に種子を配付してはどうか。

20. 全町に種子を配付してはどうか。

21. 全町に種子を配付してはどうか。

22. 全町に種子を配付してはどうか。

23. 全町に種子を配付してはどうか。

24. 全町に種子を配付してはどうか。

25. 全町に種子を配付してはどうか。

26. 全町に種子を配付してはどうか。

27. 全町に種子を配付してはどうか。

28. 全町に種子を配付してはどうか。

29. 全町に種子を配付してはどうか。

30. 全町に種子を配付してはどうか。

31. 全町に種子を配付してはどうか。

32. 全町に種子を配付してはどうか。

33. 全町に種子を配付してはどうか。

34. 全町に種子を配付してはどうか。

35. 全町に種子を配付してはどうか。

36. 全町に種子を配付してはどうか。

37. 全町に種子を配付してはどうか。

38. 全町に種子を配付してはどうか。

39. 全町に種子を配付してはどうか。

40. 全町に種子を配付してはどうか。

41. 全町に種子を配付してはどうか。

42. 全町に種子を配付してはどうか。

43. 全町に種子を配付してはどうか。

44. 全町に種子を配付してはどうか。

45. 全町に種子を配付してはどうか。

46. 全町に種子を配付してはどうか。

47. 全町に種子を配付してはどうか。

48. 全町に種子を配付してはどうか。

49. 全町に種子を配付してはどうか。

50. 全町に種子を配付してはどうか。

51. 全町に種子を配付してはどうか。

52. 全町に種子を配付してはどうか。

53. 全町に種子を配付してはどうか。

54. 全町に種子を配付してはどうか。

55. 全町に種子を配付してはどうか。

56. 全町に種子を配付してはどうか。

57. 全町に種子を配付してはどうか。

58. 全町に種子を配付してはどうか。

59. 全町に種子を配付してはどうか。

60. 全町に種子を配付してはどうか。

61. 全町に種子を配付してはどうか。

62. 全町に種子を配付してはどうか。

63. 全町に種子を配付してはどうか。

64. 全町に種子を配付してはどうか。

65. 全町に種子を配付してはどうか。

66. 全町に種子を配付してはどうか。

67. 全町に種子を配付してはどうか。

68. 全町に種子を配付してはどうか。

69. 全町に種子を配付してはどうか。

70. 全町に種子を配付してはどうか。

71. 全町に種子を配付してはどうか。

72. 全町に種子を配付してはどうか。

73. 全町に種子を配付してはどうか。

74. 全町に種子を配付してはどうか。

75. 全町に種子を配付してはどうか。

76. 全町に種子を配付してはどうか。

77. 全町に種子を配付してはどうか。

78. 全町に種子を配付してはどうか。

79. 全町に種子を配付してはどうか。

80. 全町に種子を配付してはどうか。

81. 全町に種子を配付してはどうか。

82. 全町に種子を配付してはどうか。

83. 全町に種子を配付してはどうか。

84. 全町に種子を配付してはどうか。

85. 全町に種子を配付してはどうか。

86. 全町に種子を配付してはどうか。

87. 全町に種子を配付してはどうか。

88. 全町に種子を配付してはどうか。

89. 全町に種子を配付してはどうか。

90. 全町に種子を配付してはどうか。

91. 全町に種子を配付してはどうか。

92. 全町に種子を配付してはどうか。

93. 全町に種子を配付してはどうか。

94. 全町に種子を配付してはどうか。

95. 全町に種子を配付してはどうか。

96. 全町に種子を配付してはどうか。

97. 全町に種子を配付してはどうか。

98. 全町に種子を配付してはどうか。

99. 全町に種子を配付してはどうか。

100. 全町に種子を配付してはどうか。

101. 全町に種子を配付してはどうか。

102. 全町に種子を配付してはどうか。

103. 全町に種子を配付してはどうか。

104. 全町に種子を配付してはどうか。

105. 全町に種子を配付してはどうか。

106. 全町に種子を配付してはどうか。

107. 全町に種子を配付してはどうか。

108. 全町に種子を配付してはどうか。

109. 全町に種子を配付してはどうか。

110. 全町に種子を配付してはどうか。

111. 全町に種子を配付してはどうか。

112. 全町に種子を配付してはどうか。

113. 全町に種子を配付してはどうか。

114. 全町に種子を配付してはどうか。

115. 全町に種子を配付してはどうか。

116. 全町に種子を配付してはどうか。

117. 全町に種子を配付してはどうか。

118. 全町に種子を配付してはどうか。

119. 全町に種子を配付してはどうか。

120. 全町に種子を配付してはどうか。

121. 全町に種子を配付してはどうか。

122. 全町に種子を配付してはどうか。

123. 全町に種子を配付してはどうか。

124. 全町に種子を配付してはどうか。

125. 全町に種子を配付してはどうか。

126. 全町に種子を配付してはどうか。

127. 全町に種子を配付してはどうか。

128. 全町に種子を配付してはどうか。

129. 全町に種子を配付してはどうか。

130. 全町に種子を配付してはどうか。

1月1日から配給米の価格が上ることは、すでに承知のことですが、このほど下記の表のとおりきましたので、お知らせします。

銘柄	消費者価格 費目 金額
粳玄米	10K当 870円
糯玄米	10K当 1.020
特供米 10K当	1.005
粳精米	945
徳用米 〃	865
糯精米 10K当	1.110
準内地米 10K当	830
普通外米 〃	710

米配給の値段が変りました。

みんなで明るいお正月を 「歳末たすけあい」はじめ



ことしも十二月一日から二十五日まで、第十二回「歳末たすけあい」運動が行なわれます。恵まれぬ人々にあたたかい愛の手をさしのべようと、この運動はことしで十二回になりますが、全国のみなさまのご協力を得て毎年大きな成果をあげています。町民こそつてこの運動に参加しましよう。

民生委員さん決まる！

（児童委員兼務）が、つきのように決りました。（十二月一日付）担当区域
渡辺富一 本通一、二、三
久保庄助 四、五、六
服部静江 八、九
櫻原繁子 中央通
小西善行 有島、羊蹄
深貝鬼熊雄 元町、豊里、大栗政子 近藤別太
木内岩夫 富川、黒川、田中市太郎 里見
古矢信市 宮田、絹丘、福井、西富（一部）
牧野環 桂台、西富（一部）
林延蔵 奥村喜重曾我ニセコ

年末臨時「と場」が開設されます。

土地条件を整備して農業

経営の合理化を図るために面積2ha以上、二十ha未満の地区について行う排水、区画整理、暗渠排水、客土及び畠地かんがい並びに延長二百m以上、一千m未満の農道などの諸事業が道費四十五%以内の補助事業と

工事完了後の明年からは

年末も迫り、食肉の需要

が、ふえる傾向にあります

が、この目的達成のため、町防犯協会では、この十二月の一ヶ月間、年末防犯警戒に全力をあげております。

商店はもちろん、一般町民の方のご協力を頼つております。

これらの犯罪を防止する

ために俱知安警察署と狩太

町防犯協会では、この十二

月の一ヶ月間、年末防犯警戒に全力をあげております。

商店はもちろん、一般町民

の方のご協力を頼つております。

これで犯罪を防止する

ために、この目的達成のため、町の「と場」を次の

日程で開設することになりました。

（北海道小規模土地改良事業により）

年末も迫り、食肉の需要

が、ふえる傾向にあります

が、この目的達成のため、町の「と場」を次の

日程で開設することになりました。

（北海道小規模土地改良事業により）

まちの条例

狩太町 火災予防条例 のあらまし

〔その3〕

いよいよ、本格的に火を使用する時期となりました。先月号では、一般家庭にも関係することがらでしたが、今月は、特殊な物品の取扱いについて、お知らせします。

第四章

量未満

それ自体

危険物には、それ自体で引火性又は
と、それらを促進するものがあり、一
速度が早いこと、及び災害を拡大し、

危険物には、それ自体で引火性又は発火性を有するものと、それらを促進するものがあり、一度、出火したら燃焼速度が早いこと、及び災害を拡大し、消火を困難にする場合が多いので、すでに消防法では、危険物品名及び指定数並びに取扱い量が規定されているが、この条例で、指定数量の五分の一以上と指定数量未満にも適用する取扱い等を次のように定めました。（消防法の指定数量は石油類など多くのあるので省略します。）

1. 危険物取扱いの場所では、よく管理された状態で火を使用し、みだりに火気を使用しないこと。
2. 危険物の性質に応じて遮光又は排気を行うこと。
3. 危険物を取扱う屋外の場所の周囲には巾二m以上（タンクで取扱う場合は一m以上）のあき地を持つか、また防火上、有効なへいを設けること。
4. 危険物の容器への入れ替は、その性質に適応し、破損、腐食、さけめ等が、ないもので行うこと。
5. 危険物を入れた容器を取扱う場合には、みだりに転倒、落下、しうる撃を加え、また、引きする等粗暴な行為をしないこと。
6. 危険物をタンクで取扱う場合は、次によること。
 - イ、厚さ二mm以上の鋼板又は、これと同じ強さを持つ金属板で造るとともに容器は破損し、又はもれないのであること。
 - ロ、有効な通気管を設け、配管は金属管、陶管等の耐熱性を有する材料で造った管を用いること。

合が多いので、すでに消防法では、並びに取扱い量が規定されているが、量の五分の一以上と指定数量未満に次のように定めました。（消防法の数多くあるので省略します。）

1. 危険物取扱いの場所では、よく管理された状態で火を使用し、みだりに火気を使用しないこと。
2. 危険物の性質に応じて遮光又は排気を行うこと。
3. 危険物を取扱う屋外の場所の周囲には巾二m以上(タンクで取扱う場合は一m以上)のあき地を持つか、また防火上、有効なへいを設けること。
4. 危険物の容器への入れ替は、その性質に適応し、破損、腐食、さけめ等が、ないもので行うこと。
5. 危険物を入れた容器を取扱う場合には、みだりに転倒、落下、しよう撃を加え、また、引きする等粗暴な行為をしないこと。
6. 危険物をタンクで取扱う場合は、次によること。
 1. 厚さ二mm以上の鋼板又は、これと同じ強さを持つ金属板で造るとともに容器は破損し、又はもれない構造とすること。
 2. 有効な通気管を設け、配管は金属管、陶管等の耐熱性をする材料で造った管を用いること。

【別表第一】(準危険物)

種別	品目	名	数量
第1類	亞臭沃重油副油	塩素酸口類及蚕紙	10kg 15 20 600 100 100 1.000
第2類	金金炭水カ	属化素シウル	5 50 60 60 200
第3類	ラゴ第一によフ	リカアチル化ム	200 200 200 600 600 600 600
第4種	第しナ松バ第ニジナ	一の引うタフ種	200 200 600 600 600 600 600
第5類	過塩塩塩	ソウソク化化	40 40 40
第6類	素オルニ二	チスルリ	30 80 80

【別表第二】(特殊可燃物)

品名	数量
綿花類	200kg
木毛及びかんなくず	400
ぼろ及び紙くず	1.000
糸類	1.000
わら類	1.000
ゴム類	3.000
石炭及び木炭	10.000
木材加工品及び木くず	10m ³

1. この物品を集積する場合は、集積場所の面積五十坪（約十五坪）以下ごとに区分して集積し、相互に一坪以上 の間隔を保つこと。

ただし、この集積場所により難い場合は、火災予防上、支障がないと認められるときは三百坪（六十坪）以下に区分して集積することができる。

2. 前項の規定のはか、一の1・7の規定を準用する。

ハ、地下に埋設するタンクは、地盤面下に設けられたコンクリート造等のタンク室に設けること。

二、地下に埋設するタンクは、ふたにかかる重量が直接タンクにかゝらない構造とすること。

7. 危険物を取扱う場所には、危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨、並びに危険物の品名及び最大数量を記載した標識を設けること。

8. 危険物は、混合、液化、気化などの物理的現象により危険性を有するので充分注意し取扱うこと。

二、準危険物について

別表一に定めるものは、準危険物と指定し、取扱いは次によること。

1. 屋内で取扱う場合は、不燃材料で造った室内で行うこと。たゞし、その周囲に巾一m以上のあき地を持つか、防火上、有効な構築物内では差支えない。屋外で取扱う場合は、巾三m以上（タンクの場合は二m以上）のあき地を持つか、防火上、有効なへいを設けること。

3. 前項に規定するもののほか、別表一に定める数量以上の準きけん物の取扱いについては、一の規定を準用する

別表二に定める数量以上の物品を特殊可燃物といい、その取扱いについては、次によること。

三、特殊可燃物について

第一、第五章

次に掲げる防火対象物には、消火器又は、簡易消火用具を、その階ごとに、各部分から一の消火器までの歩行距離が二十㍍以下となるように設けなければならない。

1. 各建築物で主要構造が木造で三階以上の階を居室として使用しているもの。

2. 指定された公衆の場所の三・五及び勤務する場所の一・三の防火対象物のうち、主要構造が木造で、延面積が百㍍²(約三十坪)以上のもの。

3. 設置される消火器等は、その性能が、いちじるしく減退又は、凍結するのを使用しないこと。

4. 収容人員が五十人以上の人が出入口する場所のうち、多象調理室、ボイラーハウス、電気室、その他これらに類する場所には自動火災報知設備を設けなければならない。